

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の各種資格に関する届出の受付、被保険者証等の交付及び返還、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料に関する届出の受付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者等の資格に関する届出受付②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認③保険料の賦課④保険料の収納、還付充当を行う収納管理事務⑤督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務⑥後期高齢者医療広域連合との事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル 後期高齢者医療情報ファイル 後期高齢者医療標準システム情報連携ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第二 【情報提供】83項 【情報照会】82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】43条 【情報照会】43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民健康課
②所属長	課長 山口 亮
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-0209 山梨県南都留郡道志村6181番地1 道志村役場 総務課 0554-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-0209 山梨県南都留郡道志村6181番地1 道志村役場 住民健康課 0554-52-2113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる